

平成28年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体(補助金交付団体)

(ア) 所管部署関係

地域振興費補助金他87補助金

(イ) 財政援助団体関係

- ・富谷市社会福祉協議会
- ・富谷市シルバー人材センター

3 監査の範囲

平成27年度及び平成28年度、本市からの財政援助に係る事務とする。

4 監査の期間

平成29年1月12日から1月20日まで

5 監査項目及び着眼点

財政援助団体について、補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

(1) 所管部署関係

(ア) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確にされているか。

- ・補助金の公益上の必要性は十分か
- ・対象経費は明確にされているか

(イ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。

- ・額の算定は適正か
- ・交付方法(確定、概算、前金)は適切か。概算払などの理由があるか。
- ・交付時期は適正か(補助要綱の制定日、事業開始日、交付決定日)

(ウ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正に審査しているか。

- ・実績報告書の提出時期は適正か(事業終了日と報告日)
- ・事業が事業計画に沿って適正に執行されたことがわかるものになっているか
- ・補助対象事業と対象外の事業は明確に区分されているか
- ・多額の繰越金が発生していないか。

- ・交付目的や効果等から判断して統合、廃止等の見直しをする必要がある場合、検討をおこなっているか。

(エ) 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

(ア) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

(イ) 経理規程に、会計及び監査を置く規定があるか。また、決裁規定などがあるか。

(ウ) 補助金に係る会計経理等は適正に行われているか。

(エ) 現金、通帳、印鑑等の管理は適正に行われているか。

(オ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

6 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管部署の事務が適正に執行されているかについて、監査項目及び着眼点に基づき、関係書類を確認し、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

7 監査の結果

補助金交付の根拠法令や交付期間及び補助金の効果・成果等について、補助金交付に当たっての事務手続きは概ね良好であり、関係書類は整備されていたことを認める。

今後の補助金交付のあり方については、事業の推移を見ながら補助の継続交付や統廃合を十分に精査し、問題や課題があれば改善する等、補助金が適正で有効かつ効率的に活用されるよう努められたい。